

令和2年6月18日
中部地方整備局

安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 矢作建設工業株式会社
業者の住所 : 愛知県名古屋市東区葵3-19-7
2. 指名停止措置期間 : 令和2年6月18日から令和2年7月1日まで（2週間）
3. 指名停止措置の範囲 : 中部地方整備局管内
4. 事 実 概 要
令和元年8月16日、名古屋市中区のマンション建設現場で、台風の接近前に強風対策でクレーンのアームをワイヤで台座に固定させる際、誤った箇所にワイヤを取り付けたため、アームが折れ作業員が巻き込まれて死亡したとして、令和2年5月8日、名古屋簡易裁判所より業務上過失致死罪で現場責任者であった矢作建設工業（株）の社員が罰金刑の略式命令を受けた。
5. 指名停止措置理由
有資格業者である矢作建設工業（株）の現場責任者が、業務上過失致死罪で罰金刑の略式命令を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第1第8号（下記参照）に該当する。
よって、本件の指名停止期間は、2週間とする。

<指名停止措置要領 別表第1>

措 置 要 件	期 間
（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故） 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2カ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 鈴木 秀一
契約課長補佐 野田 純大 電話番号（052）953-8138